

地域まちづくり推進条例素案についての意見

ヨコハマ市民環境会議 共同代表筆頭 松川康夫
連絡先 横浜合同法律事務所気付
横浜市中区日本大通り 17 朝日生命日本大通ビル

1 中核となる「まちづくり基本条例」の制定を望みます。

豊かな海、川、丘陵に育まれた古からの営々とした歴史を経て、文明開化・国際港湾都市「横浜」への発展とそこに働く人々の安息・憩いの場としての居住性を形づくってきました。

この、先祖が築いてきた横浜の豊かな風土、歴史、文化、町並みを未来に継承し、将来も市民が安心して住めるためのまちづくりを行わなければなりません。そのためには、この「地域まちづくり推進条例」や既に制定された「斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例」「開発事業の調整等に関する条例」だけでは不十分であり、これらの上に位置し、実行ある「まちづくり基本条例」の制定を要望します。

2 「地域まちづくり推進条例素案」について次の事項を要望します。

趣旨

1 市民のまちづくりに参画する権利を明確にする。

市民は、健康かつ快適な都市環境及び生活環境を享受する権利を有する。

2 市長は、地域まちづくりの計画実施、市民支援、業者指導の責務を持つものとする。

3 市民は、事業者が行う地域環境に影響を及ぼす行為の内容を知るとともに、当該行為に対し必要な意見や要望を表明する権利を有する。

手続き

1 地域まちづくりグループ

町内会、自治会、商店会などの準公的組織だけでなく、少数でもまちづくり活動に積極的な住民を登録する。

行政や町内会と異なる意見や少数意見のグループでも、意見発表・討議で町作りに参加できる仕組み、場を設ける。

2. 地域まちづくり組織

認定は、「まちづくり市民会議（仮称）」の意見を聞いて市長が認定するものとする。

3. 地域まちづくりプラン

地域まちづくり組織は、まちづくりプランを地域住民に発表・周知する義務を有する。
「まちづくり市民会議」の意見を聞いて市長が認定する。

4. まちづくりのルール

まちづくり組織は、地域住民と意見交換会を開いて、住民合意でルールを作成する。
認定は、「まちづくり市民会議」の意見を聞いて市長が認定する。

5. まちづくりの実現

【プランの実現】

市は、認定したプランに配慮ではなく、実現に努めることとする。
事業者は、まちづくりの協働者として、プランの実現に努力する。

【ルールの運用】

事業者が、ルールに違反した場合には、違反業者名の公表、工事の中止勧告や市指名業者登録取り消しなどの規定を設ける。

支援

1. 情報提供・相談

事業者の計画も含め早期にすべての情報提供と住民への理解と知識を持った相談窓口（まちづくり相談室）を設ける。

2. まちづくり支援団体

まちづくり支援団体は、専門家集団だけでなく、豊富なまちづくり活動の経験を持った市民団体も加えること。

審議会等

1. 審議会

審議会は、公募による市民を二分の一以上とし専門家、学識経験者による「まちづくり市民会議」とする。

「まちづくり市民会議」は、公聴会やフォーラムを開催し、まちづくり組織や市民意見の聴取・反映した上で、市に対し意見を述べるものとする。

以上